附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十二年十二月二十七日から施行する。ただし、第二十三条第三号の次に一号を加える改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行前にこの省令の規定による改正前の経済産業省関係特定製品の技術基準等に関する省令の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、この省令の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、この省令の規定による改正後の省令の相当の規定によつてしたものとみなす。

2　この省令の施行の際現に消費生活用製品安全法第十二条第二項の証明書の交付を受けている特別特定製品（同法第二条三項に規定する「特別特定製品」をいう。）に係る型式の区分及び検査設備については、この省令による改正後の経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令別表第二及び別表第三の規定にかかわらず、当該証明書の有効期間内は、なお従前の例による。

○国土交通省令第五十六号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十三号）の施行に伴い、並びに海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第八条第二項、第八条の二第一項、第二項及び第六項、第十九条の三十七第一項、第十九条の四十三第一項、第四十三条の八第一項並びに第五十四条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年十二月一日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令

（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項の表第一号中「移し替えたタンクの識別記号」の下に「及び移し替えた洗浄水の量」を加え、同表第三号中「油性残留物の収集」の下に「、移替え」を加え、又は処分した量」に、「処分方法」を「移替え又は処分の方法」に改め、同表第四号中「排出又は」を「排出、移替え又は」に、「排出及び」を「排出、移替え及び」に改め、「排出し」の下に「、移し替え」を加え、同表第十三号中「油性残留物の」の下に「移替え及び」を、「油性残留物を」の下に「移し替え、又は」を、「各タンクから」の下に「移し替え、又は」を加え、「処分方法」を「移替え又は処分の方法」に改め、同条を第十一条の三とし、同条の次に次の三条を加える。

（法第八条の二第一項の国土交通省令で定める総トン数）

第十一条の四　法第八条の二第一項の国土交通省令で定める総トン数は、百五十トンとする。

（法第八条の二第一項の国土交通省令で定める特別の用途）

第十一条の五　法第八条の二第一項の国土交通省令で定める特別の用途のものは、海上自衛隊（防衛大学校を含む。）の使用するタンカーとする。

（船舶間貨物油積替えの記録）

第十二条　法第八条の二第六項の国土交通省令で定める事項は、法第八条の二第一項のタンカーに係る次に掲げる事項とする。

一　積み替えられた貨物油の種類

二　積み替えられた貨物油の量

三　積込み又は取卸しの別

四　船舶間貨物油積替えを行つた日時

五　船舶間貨物油積替え時における当該タンカーの位置

六　船舶間貨物油積替えを行つた他のタンカーの名称

第一号の三様式中「第12条」を「第11条の３」に改め、同様式中「、日本語により記載するほか」を削り、「移し替えたタンクの識別記号」の下に「及び移し替えた洗浄水の量（立方メートルによる。）」を、「油性残留物（スラッジその他の油性残留物）の収集」の下に「、移替え」を加え、

「	.3	」を
「	.4	」に、

「総残留量（立方メートルによる。）」を「総残留量（立方メートルによる。）」に、「処分方法」を「移替え及び処分方法」に、「油性残留物の量（立方メートルによる。）」を「移し替え、又は処分した油性残留物の量」に改め、「非自動的な排出」の下に「、移替え」を加え、「排出し、又は処分した量（立方メートルによる。）（注３）」を「排出し、移し替え、又は処分した量（立方メートルによる。）（注３）」に、「排出又は処分の開始」を「排出、移替え又は処分の開始」に、

「	15	」を
「	15	」に

改め、「自動的な排出」の下に「、移替え」を加える。

第一号の四様式中「第12条」を「第11条の３」に改め、同様式中「、日本語により記載するほか」を削り、「油性残留物及び油性混合物の」の下に「収集、移替え及び」を加え、「からの処分量」を「から移し替え、又は処分した量」に、「処分方法」を「移替え又は処分の方法」に改め、「タンクへの移替え」の下に「又は他のタンクからの移替え」を加える。

第四号の二様式を次のように改める。

第４号の２様式（第37条の17関係）

（注　ℓは、0.5センチメートル（コンテナに付す標札については、1.25センチメートル）以上とする。）